

専決処分を行った宇治市市税条例の一部改正の概要について

1．個人住民税関係

(1) 個人住民税に係る定額減税の規定の追加

令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 1 万円を控除する定額減税が実施されることに伴う規定の整備(定額減税は、一人あたり、令和 6 年度所得税から 3 万円、令和 6 年度住民税から 1 万円あわせて、4 万円の減税となるもの)

2．固定資産税等関係

(1) 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税減税措置の規定の追加

新築認定長期優良住宅に対する減税措置について、これまで本人申請が必要であったところ、集合住宅の場合は管理者等から、当該長期優良住宅として認定された通知を受けたことを証する書類の提出があった場合、減額措置の適用を受けることができる規定を追加

(2) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の継続

評価額が急激に上昇した場合に税負担の上昇を緩やかに抑えるための負担調整措置について、令和 8 年度まで適用期限を延長

3．その他

(1) 引用法令の条項ずれや文言等の修正